

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
I	通称関係	
1	<p><通称について> 外国人住民が通称を使用することによって、日本人との区別がつかなくなるのではないかと。また、外国人住民が通称によって別人になりすますことが可能となること、さらには外国人住民の通称使用が不正行為を助長する可能性もあるのではないかと。 このため、住民基本台帳制度において、通称を住民票の記載事項とすることに反対である。</p>	<p>我が国に在留する外国人住民の中には、本邦で社会生活を送る上で氏名とは別の呼称を使用している方々がおられ、その呼称が社会において通用している実態があります。外国人住民基本台帳制度においては、現行の外国人登録制度における取扱いも参考に、市町村長が外国人住民について居住関係の公証のために必要であると認める場合に、当該呼称を通称として住民票に記載するものです。この場合、住民票には、氏名とは別に通称が記載されるものです。 また、政令第30条の26第7項の規定により、住民票に通称が記載されている外国人住民の住民票の写しには、氏名と併せて通称が記載されることとなります。</p>
2	<p><通称について> 日本の各種公簿(登記、登録など)で一般化していることや外国人の識別・同定にも欠かさないで、本人の希望を前提に通称の氏名欄への併記は賛成である。 その場合に、婚姻・離婚や養子縁組・離縁などにより、配偶者や親の通称を使用することは当然に許容すべきであるが、その他の理由による通称の使用は厳格に対処すべきである。</p>	<p>外国人住民から住民票への通称の記載についての申出があった場合、当該申出に係る呼称を住民票に記載することが国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために必要であると認められるときに、市町村長は当該呼称を通称として、外国人住民の住民票に記載することとなります。 住民票に通称の記載を求める旨の申出書の記載事項として、「通称として記載を求めている呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明」を省令第30条の26第7項の規定しており、市町村長は、当該記載の内容とともに、併せて提示される資料を確認して、通称の住民票への記載の必要性を判断することとなります。</p>
3	<p><通称について> 通称を認めるのはすべての外国人かあるいは一部の外国人か、通称を認める基準が存在するのか。</p>	<p>通称は、外国人住民からの申出があった場合において、申出書に記載された呼称を住民票に記載することが国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために必要であると認められるときに、市町村長が当該呼称を住民票に通称として記載することとなります。 なお、通称は、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例であり、特定の国籍・地域の外国人住民に限って住民票への記載が認められるものではありません。</p>
4	<p><通称について> 改正案では、外国人住民に限って通称の住民票への記載を認めています。日本人住民に対しても、通称の住民票への記載を認めるべきだと思います。日本人住民であっても、夫婦別氏で社会生活を送っている場合等は、居住関係の公証のため住民票に通称を記載する必要があることも、あると思います。 仮に、通称の記載を外国人住民に限定する場合は、日本人住民との間での平等を確保するため、通称のうち氏に相当する部分は、夫婦及び未婚の子との間で共通でなければ、「住民票に記載されることが必要」と認められず、住民票に記載することを認めないものとして取り扱うべきだと思います。</p>	<p>日本人住民については、従来から、居住関係の公証を行う上で、個人を特定するため、戸籍に記載された氏名によることとしているものです。 外国人住民基本台帳制度においては、現行の外国人登録制度における取扱いも参考に、市町村長が外国人住民について居住関係の公証のために必要であると認める場合に、当該呼称を通称として住民票に記載するものです。この場合、住民票には、氏名とは別に通称が記載されるものです。 通称は、外国人住民からの申出があった場合において、申出書に記載された呼称を住民票に記載することが国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために必要であると認められるときに、市町村長が当該呼称を住民票に通称として記載することとなります。</p>
5	<p><通称について> 住民票に外国人住民の本名を記載せず、通称のみを記載するのは、日本人と外国人が混同されるおそれがある。外国人住民の住民票の写しには必ず本名を表記すべきなのではないかと。</p>	<p>我が国に在留する外国人住民の中には、本邦で社会生活を送る上で氏名とは別の呼称を使用している方々がおられ、その呼称が社会において通用している実態があります。外国人住民基本台帳制度においては、現行の外国人登録制度における取扱いも参考に、市町村長が外国人住民について居住関係の公証のために必要であると認める場合に、当該呼称を通称として住民票に記載するものです。この場合、住民票には、氏名とは別に通称が記載されるものです。 政令第30条の26第7項の規定により、住民票に通称が記載されている外国人住民の住民票の写しには、氏名と併せて通称が記載されることとなります。</p>

6	<p><通称について> 外国人住民本人もしくは同一世帯員からの住民票の写し等の請求があった場合は、外国人住民の「通称」の記載を省略する運用を可能とすることを要望します。</p>	<p>住民基本台帳法第12条の規定により、住民票の写しには、氏名が記載されることとなります。 我が国に在留する外国人住民の中には、本邦で社会生活を送る上で氏名とは別の呼称を使用している方々がおられ、その呼称が社会において通用している実態があります。 通称は、このような実態を踏まえ、居住関係の公証のため、本人からの申出に基づいて外国人住民に係る住民票に記載することとするものです。 この趣旨を踏まえ、政令第30条の26第7項の規定により、住民票に通称が記載されている外国人住民の住民票の写しには、氏名と併せて通称が記載されることとなります。</p>
7	<p><通称について> 住基カードに通称の記載がされることになると、住基カードの提示があった場合に日本人かどうか確認することが困難になるのではないかと。</p>	<p>政令第30条の26第7項の規定により、住民票に通称が記載されている外国人住民に発行されることとなる住民基本台帳カードには、氏名と併せて通称が券面に記載されることとなります。</p>
8	<p><通称について> 通称は基本廃止にして欲しいが、廃止までの数年とか最低限、通称変更手続きを簡単に行わないで欲しい。 日本人が姓名を変更するにはかなりの手間がかかるし、本人が望んでもできないことが多いと聞いている。通称の変更も、日本人の姓名変更手続きと同じ要領でやって頂きたい。</p>	<p>政令第30条の26第4項又は第5項の規定により、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合において、当該外国人住民から削除を求める旨の申出があったとき又は当該通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったときは、市町村長は当該通称を削除することとしております。 この場合、新たな通称の住民票への記載の申出が市町村長に対してあったときは、政令第30条の26第1項及び第2項に規定する手続きによって、申出のあった呼称が国内における社会生活上通用していることなどを確認し、居住関係の公証のために必要であると市町村長が認める場合に、当該呼称を通称として住民票に記載することとなります。</p>
9	<p><通称について> 通称の記載を認めるのであれば、戸籍抄本のように「記載(追加)」「修正(変更)」の事実をその年月日とともに記載して、その人物の来歴をはっきりさせるべきだとも考えます。通称を変更した場合も住民基本台帳には過去の通称も合わせて列記することを求めます。</p>	<p>政令第30条の25の規定により、通称の記載及び削除に関する事項を外国人住民に係る住民票の記載事項としております。 具体的には、政令第30条の27の規定により、外国人住民に係る住民票に通称を記載又は削除した場合には、通称の記載及び削除に関する事項として、当該通称、記載又は削除を行った市町村名及びその記載又は削除を行った年月日を住民票に記載することとしております。</p>
10	<p><通称について> 外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったときは、当該通称を削除することとなりますが、どのような場合を想定し、またこの行政行為は住民基本台帳法第34条(調査)に基づくものと解釈してよろしいのですか。</p>	<p>例えば、住民票に記載されている通称が国内における社会生活上通用していないことを市町村長が知ったときなどが想定されます。また、必要に応じて住民基本台帳法第34条に基づく調査等を行い、通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったときは、政令第30条の26第5項の規定に基づいて、当該通称を削除することとなります。</p>
11	<p><通称について> 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合、転出証明書に記載された通称の記載及び削除に関する事項を記載することとなっておりますが、法第9条第1項通知を転出地市区町村に通知した後に居住関係の公証から通称を変更(削除)した際は、別途転出地市区町村に通知する必要があるのですか。通知する場合の方法等をご教示いただきたい。</p>	<p>転入地市区町村において、転出地市区町村に対して住民基本台帳法第9条第1項の規定に基づく通知を行った後に、通称を削除等した場合に、その旨を別途転出地市区町村に通知することは想定しておりません。</p>
12	<p><通称について> 外国人住民が通称を住民票に記載するために提出する申出書とともに当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足る資料の提示が必要となりますが、その具体的な資料について、施行規則または事務処理要領等にお示しいただきたい。 なお、具体的な資料については、官公署が発行したもの以外を持参する場合には、複数枚の資料の提示が必要となる旨を明記していただきたい。 上記の申出書に記載する事項については、国において標準的な様式をご提示いただきたい。 また、通称の記載・削除に関する項目について、できる限り早期に住民票の書式(イメージ)を確定しお示しいただきたい。</p>	<p>政令第30条の26第1項に規定する「当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足る資料」については、勤務先又は学校等の発行する身分証明書等を考えているところですが、その具体的な取扱い、通称に係る申出書の様式及び外国人住民に係る住民票の様式について、市区町村にお示しできるよう検討を進めてまいります。</p>

13	<p><通称について> 本改正案で、これまで外国人登録事務で使用していた「通称名」でなく「通称」とした経緯に関して、ご教示いただければ幸いです。</p>	<p>通称の定義は政令案の第30条の26に規定されているところですが、当該定義を踏まえ、住民基本台帳法施行令において規定するに当たり、「通称」としたものです。</p>
<p>II その他の意見</p>		
14	<p><政令案について:令第8条の2> 外国人住民が帰化・国籍取得をした場合において日本人住民としての住民票を記載し外国人住民としての住民票を削除することとされているが、元外国籍であることデータを削除してしまつては、捜査機関や各種統計調査を行う機関に支障をきたすのではないか。</p>	<p>国籍の得喪に伴って住民票の記載事項が大きく変更になるところ、個人情報の適切な取扱いの観点から、従前の記載事項を保有しておくことは適当でないことから、外国人住民が帰化・国籍取得をした場合においては、政令案第8条の2の規定により、日本人住民としての住民票を記載し外国人住民としての住民票を削除することとしたものです。</p>
15	<p><政令案について:第30条の25> 外国人登録法第4条1項の「外国人登録原票」の記載事項である①「国籍の属する国における住所又は居所」(以下、「国籍国の住所又は居所」という)、②「出生地」、③「申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者(当該世帯主を除く。)の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄」「本邦にある父母及び配偶者(申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。)の氏名、出生の年月日及び国籍」(以下、「家族事項」という)を、住基法第7条第14号の「政令で定める事項」として外国人住民票の記載事項とすべきである。 また、「国籍国の住所又は居所」「出生地」「家族事項」は「仮住民票」作成時に「外国人登録原票」から移記すべきである。</p>	<p>住民票には、住民に関する事務の処理の基礎とするという住民基本台帳制度の趣旨に照らし、個人情報の適切な取扱いの観点も踏まえつつ、市町村が住民に関する各種の行政事務の処理のために必要な事項を記載するものであり、このような考え方に基づいて、改正住民基本台帳法及び本政令案において、外国人住民に係る住民票の記載事項を規定しているものです。</p>
16	<p><政令案について:第30条の30> 政令案第30条の30について、「外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を適用する場合には」とあるのは「前項の規定は、外国人住民に対し再交付された住民基本台帳カードの有効期間に準用する。この場合において」と、「とする」とあるのは「と読み替えるものとする」と準用する規定に修正してはどうか。</p>	<p>政令第30条の17において、再交付される住民基本台帳カードの有効期間に関して読替適用の規定を設けているところ、政令案第30条の30第2項においても、外国人住民に再交付される住民基本台帳カードの有効期間に関して、政令第30条の17と同様に、読み替えて適用する規定としております。</p>
17	<p><省令案について:第47条> 「令第30条の30第1項」を「令第30条の30第1項(令第30条の30第2項において準用する場合を含む。以下次項において同じ。)」と修正してはどうか。</p>	<p>上記16に記載のとおり、政令案第30条の32第2項については、読替適用の規定としているものです。</p>
18	<p><政令案について:第34条> 新設された政令案第8条の2の規定により削除された住民票の保存期間について、政令第34条に規定する必要があると思われることから、政令第34条第1項中「第8条、第10条若しくは第12条第3項の規定により削除された」を「第8条、第8条の2、第10条若しくは第12条第3項の規定により削除された」に修正してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、政令案を修正いたしました。</p>

19	<p><住民票の氏名欄の表記について> ・氏名欄の「氏名」の文字はローマ字(アルファベット)で表記し、本人の希望があれば「本国文字」表記、「漢字」表記、「本国文字・漢字のカタカナ読み」表記を氏名欄に併記すべきである。</p> <p>・仮住民票の記載事項は、法附則第3条の規定にて、外国人登録原票等の情報に基づき記載するとされていますが、改正法施行後の国外からの転入者や、日本で出生し法第9条2項の通知により記載される外国人住民となる子の「氏名の表記」は何を根拠に記載されるのでしょうか。在留管理と行政事務の基礎となる住民基本台帳の氏名の扱いが異なると、日本国において外国人住民の氏名の考え方が二つ存在することになり、外国住民自身や地方自治体の窓口、民間窓口で混乱することは必至です。考え方をお聞かせください。</p>	<p>外国人住民に係る住民票の氏名の表記については、原則として在留カード又は特別永住者証明書の記載に倣うこととしております。</p> <p>改正法施行後に国外から転入した外国人住民は、法第30条の46の規定に基づき届出を行うことが想定されるところ、提示のあった在留カード等に基づいて、住民票の記載を行うこととなります。また、日本において出生した外国人住民は、日本人と同様、戸籍の届出に基づいて住民票の記載を行うこととなります。</p>
20	<p><その他> 「外国人登録原票」の氏名欄に記載されている事項は、通称も含めてすべて「外国人登録原票」から「仮住民票」に移記し、本人に通知した上で、法施行後に当事者の申出により変更すべきである。</p>	<p>仮住民票の氏名又は通称の記載は、外国人登録原票に記載された氏名又は通称名に基づいて行うこととしております。また、施行日後において、住民票に記載された氏名又は通称に変更がある場合には、それぞれ法務大臣への届出又は住所地市町村長への申出等、所要の手続きに基づいて、住民票の記載の修正が行われることとなります。</p> <p>なお、外国人登録原票の氏名欄に括弧書きされた氏名のカタカナ表記については、仮住民票の氏名として記載することは予定しておりません。</p>
21	<p><その他> 在留外国人の身分関係が本国の身分登録簿に直ちに反映されることがないばかりか、氏名欄に記載される通称や住所の変遷などは本国の身分登録簿の記載事項ではない。今日の長寿高齢化社会の到来は、在留外国人と同様である。そこで、住基令34条2項の「在外者等」の保存期間の80年に準じて、消除又は改製された「外国人住民票」の保存期間を80年以上とすべきである。</p>	<p>住民基本台帳法施行令第34条第2項は、在外選挙制度における国内における最終住所の確認のため消除又は改製された戸籍の附票の保存期間を延長したものであり、消除された外国人住民に係る住民票については、消除された日本人に係る住民票と同様、5年の保存期間とすることとしています。</p>
22	<p><その他> 改正住基法施行令第8条の2は、日本国籍の得喪による住民票の記載及び消除の手續を規定するが、外国人住民が、在留資格変更許可や在留期間更新許可により3月以下の在留期間を与えられ中長期在留者ではなくなった場合、住民票消除のため当該外国人は市町村長に何らかの届出が必要か。</p>	<p>御指摘の場合、住民票は、改正住基法第30条の50に規定する法務大臣からの通知に基づいて、市町村長により職権で消除されるため、届出は必要とされておりません。</p>
23	<p><その他> 例えば、施行日の1週間前に入国し住所を定めたが、未だ外国人登録申請をしていない中長期在留者を考えると、施行日において在留カード及び在留カードとみなすことができる外国人登録証明書のいずれも所持していないばかりか、その所持する旅券には後日在留カードを交付する旨の記載もないので、改正住基法附則第5条第1項の届出を行うことができなくなるのではないか。</p>	<p>施行日において、外国人登録証明書を所持しない中長期在留者は、施行日から14日以内に法務大臣に対して在留カードの交付申請をしなければならないこととされており(改正入管法附則第16条第1項)、在留カードを取得した後に、改正住基法附則第5条第1項に基づく届出を行っていただくことを想定しております。</p>

24	<p><その他> 例えば、施行日の1週間前に入国し住所を定めたが、施行日において未だ外国人登録申請をしていない中長期在留者を考えると、当該中長期在留者は、改正住基法附則第5条第1項の外国人住民の範囲を限定する同法施行規則附則第2条の適用対象ではないので、同法附則第5条第1項の届出と改正入管法附則第18条第1項の届出を二重に行うことが求められるのか。</p>	<p>改正住基法附則第5条第1項の届出を行った場合、当該届出をしたときは改正入管法附則第18条第1項の届出を行ったものとみなす旨の規定は設けられておりません。</p>
----	---	---

注1) いただいた御意見については、とりまとめの都合上、適宜要約させていただいております。

注2) いただいた御意見については、総務省自治行政局外国人住民基本台帳室において、閲覧に供します。